

議案第97号

北上市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準条例の一部を改正する条例

北上市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準条例（平成26年北上市条例第17号）の一部を次のように改正する。

	改正前	改正後
1	（職員） 第29条　〔略〕 2　保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とする。 （1）・（2）　〔略〕 （3）　満3歳以上満4歳に満たない児童　おおむね<u>20人</u>につき1人（法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。） （4）　満4歳以上の児童　おおむね<u>30人</u>につき1人 3　〔略〕 （職員） 第31条　〔略〕 2　保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。 （1）・（2）　〔略〕 （3）　満3歳以上満4歳に満たない児童　おおむね<u>20人</u>につき1人（法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け	（職員） 第29条　〔略〕 2　保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とする。 （1）・（2）　〔略〕 （3）　満3歳以上満4歳に満たない児童　おおむね<u>15人</u>につき1人（法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。） （4）　満4歳以上の児童　おおむね<u>25人</u>につき1人 3　〔略〕 （職員） 第31条　〔略〕 2　保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。 （1）・（2）　〔略〕 （3）　満3歳以上満4歳に満たない児童　おおむね<u>15人</u>につき1人（法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け

入れる場合に限る。次号において同じ。)

(4) 満4歳以上の児童 おおむね30人につき1人

3 [略]

(職員)

第44条 [略]

2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数以上とする。ただし、保育所型事業所内保育事業所1につき2人を下回ることとはできない。

(1)・(2) [略]

(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね20人につき1人(法第6条の3第12項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。)

(4) 満4歳以上の児童 おおむね30人につき1人

3 [略]

(職員)

第47条 [略]

2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。

(1)・(2) [略]

(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね20人につき1人(法第6条の3第12項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。)

(4) 満4歳以上の児童 おおむね30人につき1人

入れる場合に限る。次号において同じ。)

(4) 満4歳以上の児童 おおむね25人につき1人

3 [略]

(職員)

第44条 [略]

2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数以上とする。ただし、保育所型事業所内保育事業所1につき2人を下回ることとはできない。

(1)・(2) [略]

(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね15人につき1人(法第6条の3第12項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。)

(4) 満4歳以上の児童 おおむね25人につき1人

3 [略]

(職員)

第47条 [略]

2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。

(1)・(2) [略]

(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね15人につき1人(法第6条の3第12項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。)

(4) 満4歳以上の児童 おおむね25人につき1人

	3 [略]	3 [略]
2	(家庭的保育事業者等の一般原則) 第5条 [略] 2～4 [略] 5 家庭的保育事業所等（居宅訪問型保育事業（法第6条の3第11項に規定する居宅訪問型保育事業という。以下同じ。）を行う場所を除く。次項、<u>次条第2号</u>、第14条第2項及び第3項、第15条第1項並びに第16条において同じ。）には、法に定めるそれぞれの事業の目的を達成するために必要な設備を設けなければならない。 6 [略] (保育所等との連携) 第6条 家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業を行う者（以下「居宅訪問型保育事業者」という。）を除く。以下この条、第7条第1項、第7条の3第2項、第14条第1項及び第2項、第15条第1項及び第5項、第16条並びに第17条第1項から第3項までにおいて同じ。）は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育（教育基本法（平成18年法律第120号）第6条第1項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。第3号において同じ。）又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所、幼稚園又は認定こども園（以下「連携施設」という	(家庭的保育事業者等の一般原則) 第5条 [略] 2～4 [略] 5 家庭的保育事業所等（居宅訪問型保育事業（法第6条の3第11項に規定する居宅訪問型保育事業という。以下同じ。）を行う場所を除く。次項、<u>次条第1項第2号</u>、第14条第2項及び第3項、第15条第1項並びに第16条において同じ。）には、法に定めるそれぞれの事業の目的を達成するために必要な設備を設けなければならない。 6 [略] (保育所等との連携) 第6条 家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業を行う者（以下「居宅訪問型保育事業者」という。）を除く。以下この条、第7条第1項、第7条の3第2項、第14条第1項及び第2項、第15条第1項及び第5項、第16条並びに第17条第1項から第3項まで<u>並びに附則第3条</u>において同じ。）は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育（教育基本法（平成18年法律第120号）第6条第1項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。第3号において同じ。）又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所、幼稚園又は認定こども園（以下「

。)を適切に確保しなければならない。

- (1) 利用乳幼児に集団保育を体験させるための機会の設定、保育の適切な提供に必要な家庭的保育事業者等に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援を行うこと。
- (2) 必要に応じて、代替保育（家庭的保育事業所等の職員の病気、休暇等により保育を提供することができない場合に、当該家庭的保育事業者等に代わって提供する保育をいう。）を提供すること。
- (3) 当該家庭的保育事業者等により保育の提供を受けていた利用乳幼児（事業所内保育事業（法第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業をいう。以下同じ。）の利用乳幼児にあつては、第42条に規定するその他の乳児又は幼児に限る。以下この号において同じ。）を、当該保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。

連携施設」という。)を適切に確保しなければならない。

- (1) 利用乳幼児に集団保育を体験させるための機会の設定、保育の適切な提供に必要な家庭的保育事業者等に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援（次項において「保育内容支援」という。）を実施すること。
- (2) 必要に応じて、代替保育（家庭的保育事業所等の職員の病気、休暇等により保育を提供することができない場合に、当該家庭的保育事業者等に代わって提供する保育をいう。以下この条において同じ。）を提供すること。
- (3) 当該家庭的保育事業者等により保育の提供を受けていた利用乳幼児（事業所内保育事業（法第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業をいう。以下同じ。）の利用乳幼児にあつては、第42条に規定するその他の乳児又は幼児に限る。以下この号及び第6項第1号において同じ。）を、当該保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。

2 市長は、家庭的保育事業者等による保育内容支援の実施に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であつて、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第1号の規定を適用しないこととすることができる。

- (1) 家庭的保育事業者等が保育内容支援連携協力者を適切に確保すること。

(2) 次のア及びイに掲げる要件を満たすこと。

ア 家庭的保育事業者等と保育内容支援連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 保育内容支援連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

3 前項各号の保育内容支援連携協力者とは、第27条に規定する小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（第5項において「小規模保育事業A型事業者等」という。）であつて、第1項第1号に掲げる事項に係る連携協力を行うものをいう。

4 市長は、家庭的保育事業者等による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であつて、次の各号に掲げる要件のいずれかを満たすときは、第1項第2号の規定を適用しないこととすることができる。

(1) 家庭的保育事業者等が代替保育連携協力者を適切に確保した場合には、次のア及びイに掲げる要件を満たすと市長が認めること。

ア 家庭的保育事業者等と代替保育連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 代替保育連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

(2) 市長が家庭的保育事業者等による代替保育連携協力者の確保の促進のために必要な措置を講じてもなお当該代替保育連携協力者の確保が著しく困難であること。

5 前項各号の代替保育連携協力者とは、第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者であつて、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものをいう。

(1) 家庭的保育事業者等が家庭的保育事業等を行う場所又は事業所（次号において「事業実施場所」という。）以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合
小規模保育事業A型事業者等

(2) 事業実施場所において代替保育が提供される場合 事業の規模等を勘案して小規模保育事業A型事業者等と同等の能力を有すると市が認める者

6 市長は、次のいずれかに該当するときは、第1項第3号の規定を適用しないこととすることができる。

(1) 市長が、法第24条第3項の規定による調整を行うに当たって、家庭的保育事業者等による保育の提供を受けていた利用乳幼児を優先的に取り扱う措置その他の家庭的保育事業者等による保育の提供の終了に際して、利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き必要な教育又は保育が提供されるよう必要な措置を講じているとき
。

(2) 家庭的保育事業者等による第1項第3号に掲げる事項

(食事の提供の特例)

第16条 次の各号に掲げる要件を満たす家庭的保育事業者等は、前条第1項の規定にかかわらず、当該家庭的保育事業者等の利用乳幼児に対する食事の提供について、次項に規定する施設（以下「搬入施設」という。）において調理し家庭的保育事業所等に搬入する方法により行うことができる。この場合において、当該家庭的保育事業者等は、当該

に係る連携施設の確保が、著しく困難であると認めるとき（前号に該当する場合を除く。）。

7 前項（第2号に該当する場合に限る。）の場合において、家庭的保育事業者等は、法第59条第1項に規定する施設のうち次に掲げるもの（入所定員が20人以上のものに限る。）であつて、市長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う施設又は事業所として適切に確保しなければならない。

(1) 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第59条の2第1項の規定による助成を受けている者の設置する施設（法第6条の3第12項に規定する業務を目的とするものに限る。）

(2) 法第6条の3第12項及び第39条第1項に規定する業務を目的とする施設であつて、法第6条の3第9項第1号に規定する保育を必要とする乳児・幼児の保育を行うことに要する費用に係る地方公共団体の補助を受けているもの

(食事の提供の特例)

第16条 次の各号に掲げる要件を満たす家庭的保育事業者等は、前条第1項の規定にかかわらず、当該家庭的保育事業者等の利用乳幼児に対する食事の提供について、次項に規定する施設（以下「搬入施設」という。）において調理し家庭的保育事業所等に搬入する方法により行うことができる。この場合において、当該家庭的保育事業者等は、当該

食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該家庭的保育事業所等において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。

(1) [略]

(2) 当該家庭的保育事業所等又はその他の施設、保健所、市等の栄養士により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士による必要な配慮が行われること。

(3)～(5) [略]

2 [略]

(居宅訪問型保育事業)

第37条 居宅訪問型保育事業者は、次の各号に掲げる保育を提供するものとする。

(1) [略]

(2) 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第34条第5項又は第46条第5項の規定による便宜の提供に対応するために行う保育

(3)・(4) [略]

(連携施設に関する特例)

第45条 保育所型事業所内保育事業を行う者にあつては、連携施設の確保に当たって、第6条第1号及び第2号に係る連携協力を求めることを要しない。

食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該家庭的保育事業所等において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。

(1) [略]

(2) 当該家庭的保育事業所等又はその他の施設、保健所、市等の栄養士又は管理栄養士により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士又は管理栄養士による必要な配慮が行われること。

(3)～(5) [略]

2 [略]

(居宅訪問型保育事業)

第37条 居宅訪問型保育事業者は、次の各号に掲げる保育を提供するものとする。

(1) [略]

(2) 子ども・子育て支援法第34条第5項又は第46条第5項の規定による便宜の提供に対応するために行う保育

(3)・(4) [略]

(連携施設に関する特例)

第45条 保育所型事業所内保育事業を行う者にあつては、連携施設の確保に当たって、第6条第1項第1号及び第2号に係る連携協力を求めることを要しない。

2 保育所型事業所内保育事業を行う者のうち、法第6条の

附 則 （連携施設に関する経過措置） 第3条 家庭的保育事業者等は、連携施設の確保が著しく困難であって、子ども・子育て支援法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができる」と市が認める場合は、第6条第1項の規定にかかわらず、施行日から起算して<u>5年</u>を経過する日までの間、連携施設の確保をしないことができる。	<u>3第12項第2号に規定する事業を行うものであって、市長が適当と認めるもの（附則第3条において「特例保育所型事業所内保育事業者」という。）については、第6条第1項の規定にかかわらず、連携施設の確保をしないことができる。</u> 附 則 （連携施設に関する経過措置） 第3条 家庭的保育事業者等（<u>特例保育所型事業所内保育事業者を除く。</u>）は、連携施設の確保が著しく困難であって、子ども・子育て支援法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると市が認める場合は、第6条第1項の規定にかかわらず、施行日から起算して<u>15年</u>を経過する日までの間、連携施設の確保をしないことができる。
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、表2の項の改正部分は、令和7年4月1日から施行する。
- （職員に係る経過措置）
- 2 当分の間、この条例（表1の項の改正部分に限る。）による改正後の北上市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準条例（以下「新条例」という。）第29条第2項、第31条第2項、第44条第2項及び第47条第2項の規定の適用については、新条例第29条第2項第3号、第31条第2項第3号、第44条第2項第3号及び第47条第2項第3号中「15人」とあるのは「20人」と、新条例第29条第2項第4号、第31条第2項第4号、第44条第2項第4号及び第47条第2項第4号中「25人」とあるのは「30人」とする。

令和 7 年 2 月 28 日 提出

北上市長 八重樫 浩 文

提案理由

国が定める家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正をしようとするものである。